

## 株主・投資家との関わり

株主の皆様に対しては、業績に見合った利益の還元を行うとともに、株主と投資家の皆様に対して、ホームページなどを通じた情報開示に積極的に取り組んでいます。

### 株主総会

当社は、企業の最高意思決定機関である「株主総会」を、株主の皆様と当社経営陣との間でコミュニケーションを行う重要な「場」と考えています。

株主の皆様が、株主総会で決議いただく重要な事項について十分に検討いただけるよう、法定の期限よりも早く招集通知をお送りしており、また、総会会場に出席することが困難な株主の皆様のために、インターネットや携帯電話を利用して議決権を行使できるようにしています。

株主総会会場では、1年間の事業の経過と成果などを、映像を使用して、株主の皆様に分かりやすくご説明するよう努めています(株主総会で使用した映像は、当社のホームページでもご覧いただけます)。

※2010年3月期決算に係る「第187期定時株主総会」は、2010年6月25日、神戸市内で開催いたしました。約680名の株主にご出席いただき、活発な意見交換を行いました。

※今回の株主総会では、2010年4月に策定しました中期経営計画とKawasaki事業ビジョン2020についての説明パネルをロビーに設置し、多くの株主の皆様からのご質問にお答えいたしました。



### 利益の還元

株主の皆様への利益還元につきましては、当社は、将来の成長に備え収益力と経営基盤の強化・拡充を図るため、内部留保の充実に配慮しつつ、業績に見合った配当を安定的に継続することを基本方針としていますが、2009年度(2010年3月期決算)では、将来の業績見通しおよび内部留保などを総合的に勘案し、1株あたり3円の期末配当を実施しました。

1株あたり純損益(連結)と年間配当金の推移

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
純損益	11円20銭	18円94銭	21円8銭	7円2銭	▲6円51銭
配当金	3円	5円	5円	3円	3円

### IR活動(情報開示)

当社は、国内外におけるさまざまなIR活動を通じ、当社業績の公平かつタイムリーな情報開示に努めています。

年2回(半期ごと)の機関投資家証券アナリスト向け決算説明会のほか、個別取材への対応や海外機関投資家の個別訪問などを実施しています。

また、当社ホームページに「IR情報」と題した、株主および投資家向けのページを設け、業績予想などの最新情報のほか、経営方針、各事業部門別の業績の推移、各種計算書類や決算説明会での配布資料などを掲載しています。

さらに、株主の皆様には、6月末と12月初旬の年2回、会社の経営状況や事業の内容などをわかりやすくご紹介する「BUSINESS REPORT」をお送りしています。

詳しくは:川崎重工「IR情報」  
<http://www.khi.co.jp/ir/index.html>



当社ホームページ「IR情報」

## お取引先との関わり

調達活動において、お取引先との公正な取引を通じ、相互に信頼関係を構築することが重要であると考えています。



### 公正な取引と信頼関係の構築

当社は、1999年11月に「調達関係者行動指針」を制定し、調達に携わる関係者すべてが、日々の行動において自覚と良識を持つとともに、お取引先との公正な関係を堅持し誠意を持って職務にあたるように努めています。

本指針は各部門に大きく掲示され、常日頃より調達業務遂行の羅針盤となっています。



調達関係者行動指針

### CSR調達の推進

お取引先と締結する「取引基本契約書」において、CSR活動全体への取り組み姿勢として、当社とお取引先の双方が「企業の社会的責任の重要性を認識し、環境、社会の持続的発展を踏まえた事業活動および社会活動に自立的かつ積極的に取り組む」ことを定めています。

#### <グリーン調達>

また、環境負荷の少ない製品づくりを目指す「グリーン調達」については、事業部門の特性に合わせた取り組みを推進しています。

一例としては、モーターサイクル&エンジンカンパニーでは「グリーン調達ガイドライン」を国内外のお取引先に適用し、環境マネジ



グリーン調達ガイドライン

メントシステムの構築の要請や、調達する部品・材料などに含まれる環境負荷物質の把握・管理を行うなど、お取引先と連携して取り組みを行っています。

### コンプライアンスの徹底

「下請法(下請代金支払遅延等防止法)」や「建設業法」など調達関連法規の遵守のため、グループの調達部門を対象とした集合研修を年1~2回実施しています(毎回約40名が参加)。

さらに、下請法については、次の通り、積極的な取り組みを継続しています。

- 設計部門などを対象とした研修を各工場で実施
- 各業務において注意すべき事例を取り上げた「下請法違反事例集」を作成・配付
- 社内Webサイトで下請法の概要や解説を掲載し、全社への周知活動を実施

また、反社会的勢力との関係遮断については、前述の「調達関係者行動指針」および「取引基本契約書」において、当社とお取引先の双方が反社会的勢力と一切の関係を持たないことを義務付けています。



社内Webサイト 下請法トップ画面